○国土交通省令第五十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十三条第二項の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（医師の指定） **第五十七条**　法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。 一　（略） 二　次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師 名称 / 主たる事務所の所在地 公益社団法人日本海員掖済会 / 東京都文京区湯島一丁目五番二十八号 （略） / （略） 三　（略）	（医師の指定） **第五十七条**　法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。 一　（略） 二　次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師 名称 / 主たる事務所の所在地 公益社団法人日本海員掖済会 / 東京都中央区明石町一番二十九号 （略） / （略） 三　（略）

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十四条　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	**第九十四条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千六百五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。